

第3章

人権施策の基本的な方向性

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の生活に密接にかかわる重要な課題です。

本市のすべての業務は人権にかかわりがあり、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

(1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等

人権の保障を基本においた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度についても人権尊重の視点に立った点検・見直しを図り、人権に関する実態の把握に努めます。

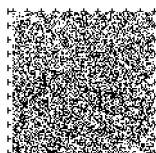
また、各種申請への公平・迅速な対応、適切な情報公開と個人情報の保護など、引き続き人権を尊重した取組を進めてまいります。

(2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくためには、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努める必要があります。そのため、人権に関する職員研修の充実に努めます。

また、職員の採用等においても人権尊重の視点に立ち、適切な対応に努めてまいります。

さらに、今後も人権に関する職員研修を継続し、より充実させることで、各職員が高い人権意識をもって職務を遂行できるよう、取組を強化していく必要があります。

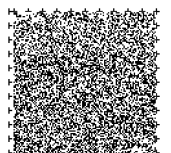
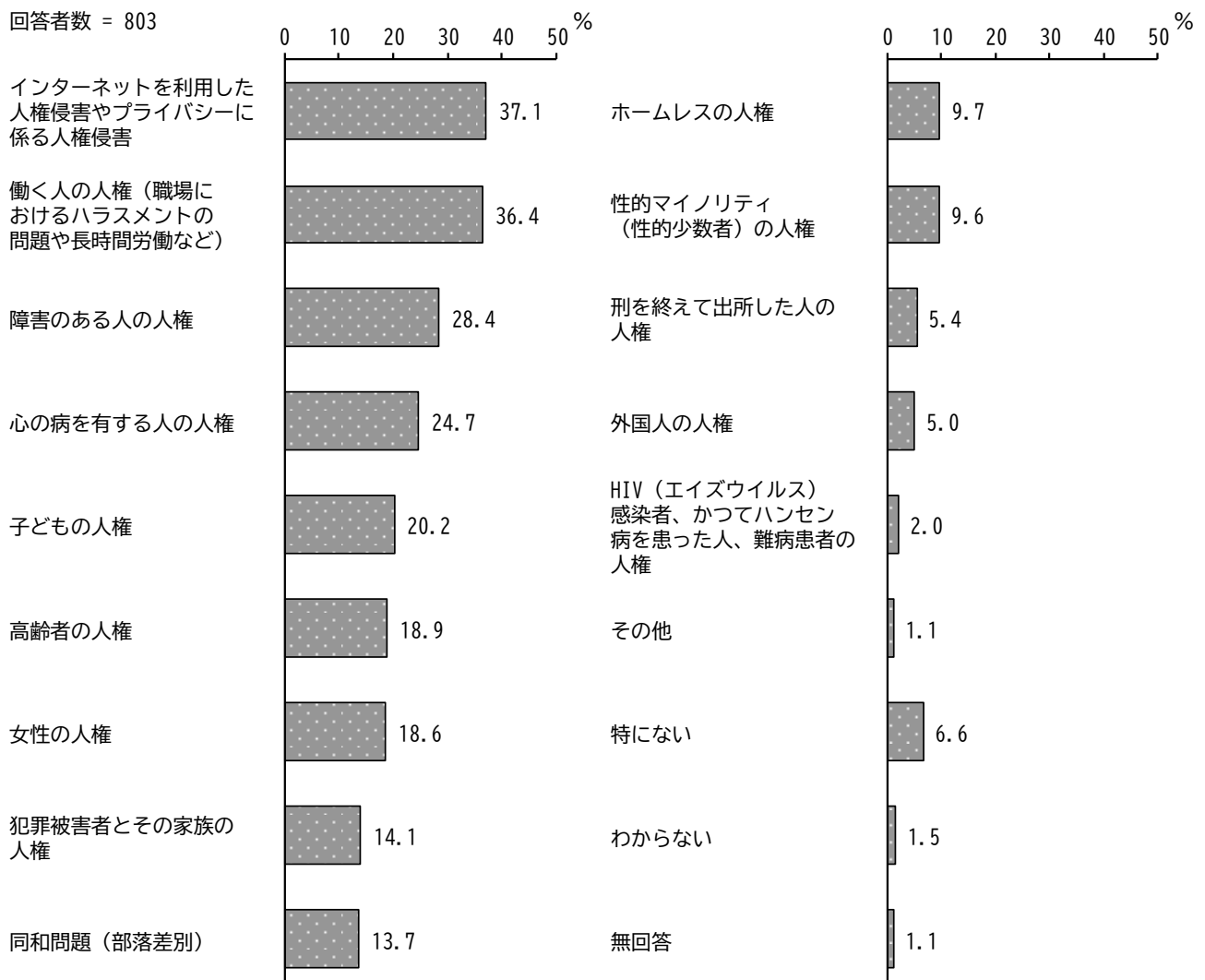


2 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、日常生活の中で行動や態度として表れることが重要です。本市では、学校、幼稚園等での幼児教育、家庭、地域、職場など各現場において、正しい人権理解の普及と啓発に努めており、調査では、特に「インターネット利用による人権侵害」や「働く人の人権」の関心が高いことが示されています。

これに基づき、市民一人ひとりが様々な人権課題について理解を深め、差別を見抜き、差別のない社会実現をめざすため、あらゆる場での啓発活動を推進します。

特に関心を持っている人権課題



(1) 人権教育の推進

人権教育の推進には、国及び県の施策を踏まえ、各人権課題の解決力を養う教育が必要です。これまでの成果を基盤に、調査の結果を反映しつつ、幅広い人権教育の取組を推進します。

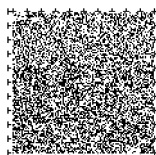
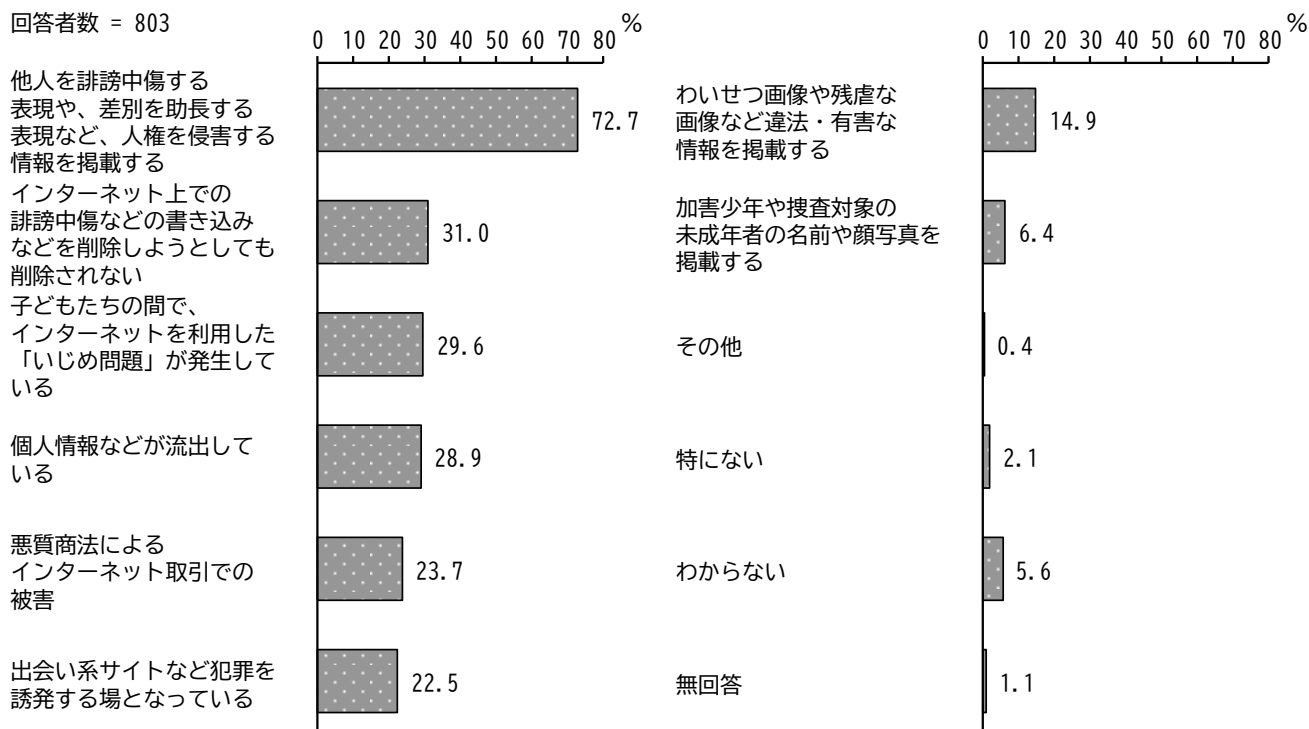
① 学校教育

学校教育においては、発達段階に応じ、児童・生徒が人権の意義・内容を理解し、互いの尊重を実感できるよう育成します。互いの「大切さ」を認め合い、いじめなどの人権侵害を許さない態度を育むため、様々な体験活動を取り入れ、自己実現と主体的な取組を促します。学校や地域、家庭との連携のもと、教育全領域に位置づけた計画に基づき実践する中で、調査で示されたインターネット上のトラブル等の具体課題にも対応する内容を盛り込みます。

また、教職員の人権研修を強化し、子どもたちへのきめ細かな支援を図ります。

インターネットを利用した人権侵害で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



② 幼稚園・保育所(園)・認定こども園

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となるため、遊びを通して生きる力や自ら関わる意欲、健全な生活姿勢を育む支援が重要です。幼児一人ひとりが集団生活で基本ルールを学び、互いの尊重を体得する教育・保育を推進するとともに、調査結果からも明らかになった早期の人権意識の向上を目指し、家庭や地域との連携をさらに強化します。

保育従事者の資質向上にも努めます。

③ 家庭

家庭はすべての教育の原点であり、情操や命の尊重、判断力を育む大切な場です。子どもたちが基本的な生活習慣と豊かな感性を身につけるため、保護者と連携し、家庭内での人権意識向上に向けた学習機会や情報提供、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 地域

人権感覚は主に家庭や地域の中で育まれるため、地域における学習機会を一層充実させるとともに、知識だけでなく日常で実践できる力を養うことが重要です。令和8年(2026年)4月の「岩出市人権尊重のまちづくり条例」制定を契機とし、広く市民に対して、人権意識の涵養につながるよう地域の様々な場で啓発します。

また、調査で和歌山県条例や障害者差別解消法の認知度の低さが指摘されたことを踏まえ、これら関連法令の情報普及と啓発活動を強化し、各種団体（人権擁護委員、自治会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア、NPO等）との連携を進めます。学校教育との連携を通じ、青少年の社会性や思いやりを育む多様な実践体験を促進します。

平成28年施行法律や和歌山県条例の認知状況

■ 名称は知っている ■ 内容もある程度知っている ■ 知らない □ 無回答

回答者数 = 803

障害者差別解消法

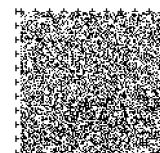
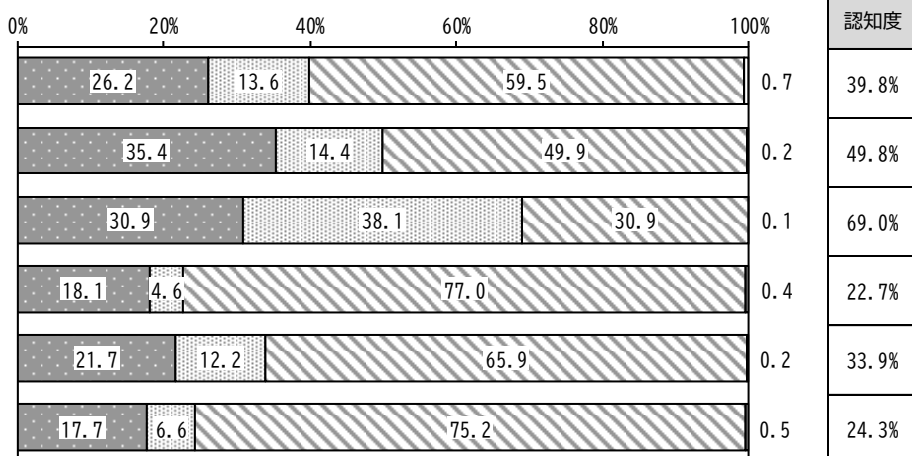
ハイトスピーチ解消法

部落差別解消推進法

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例



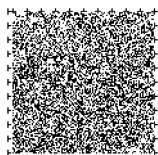
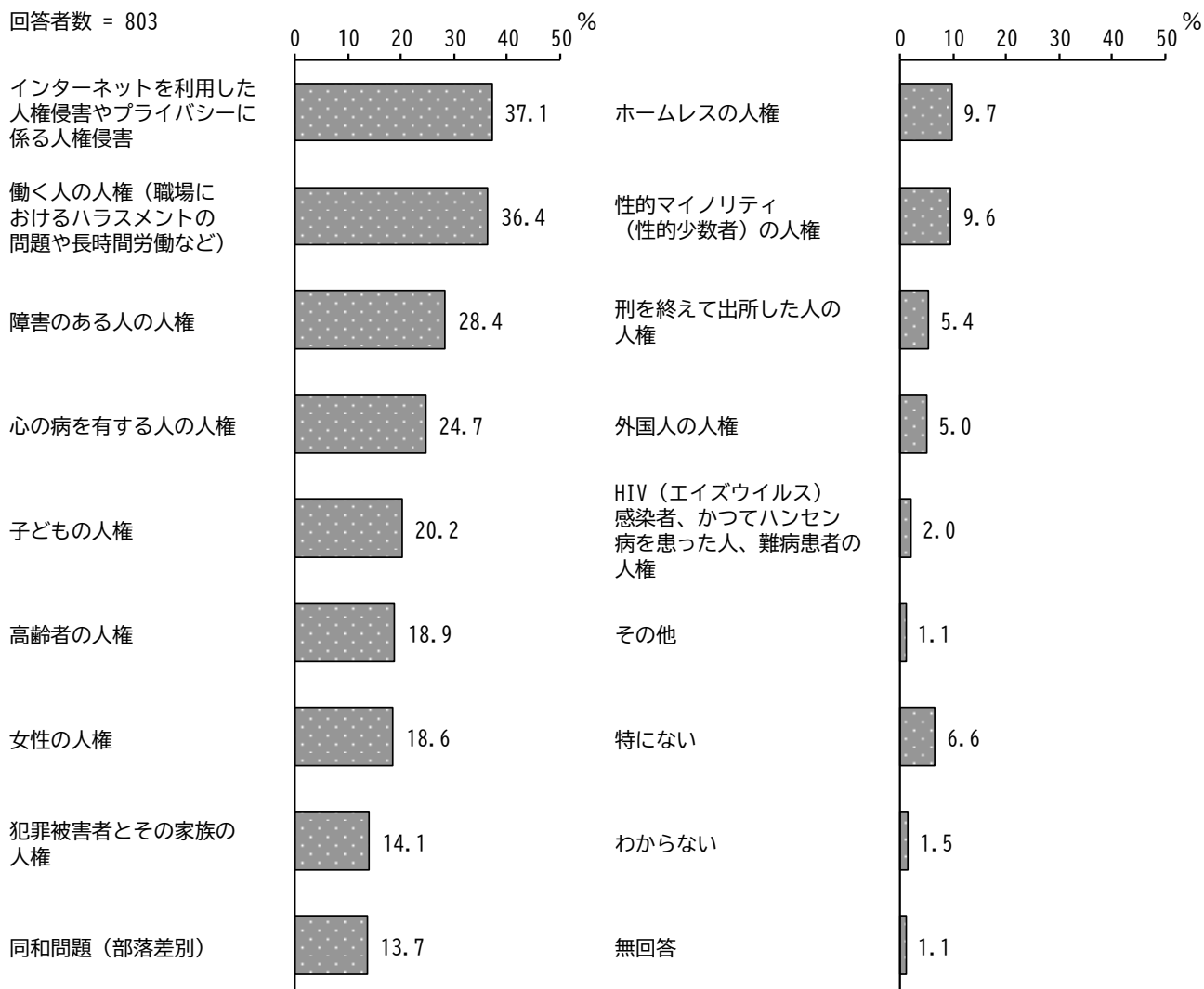
⑤ 職場

企業においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントなど、働く人が安心して業務に従事できる環境づくりが求められています。法人・企業等の事業者は、職場における人権尊重が確保されるよう自主的かつ継続的な啓発活動を展開することが大切です。

本市では企業向けの人権教育・啓発活動を進めてきましたが、調査で「働く人の人権」に対する関心の高さが示されたことから、今後は人権研修の促進と商工会等との連携強化により、さらなる取組を図ります。

特に関心を持っている人権課題

回答者数 = 803

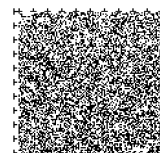
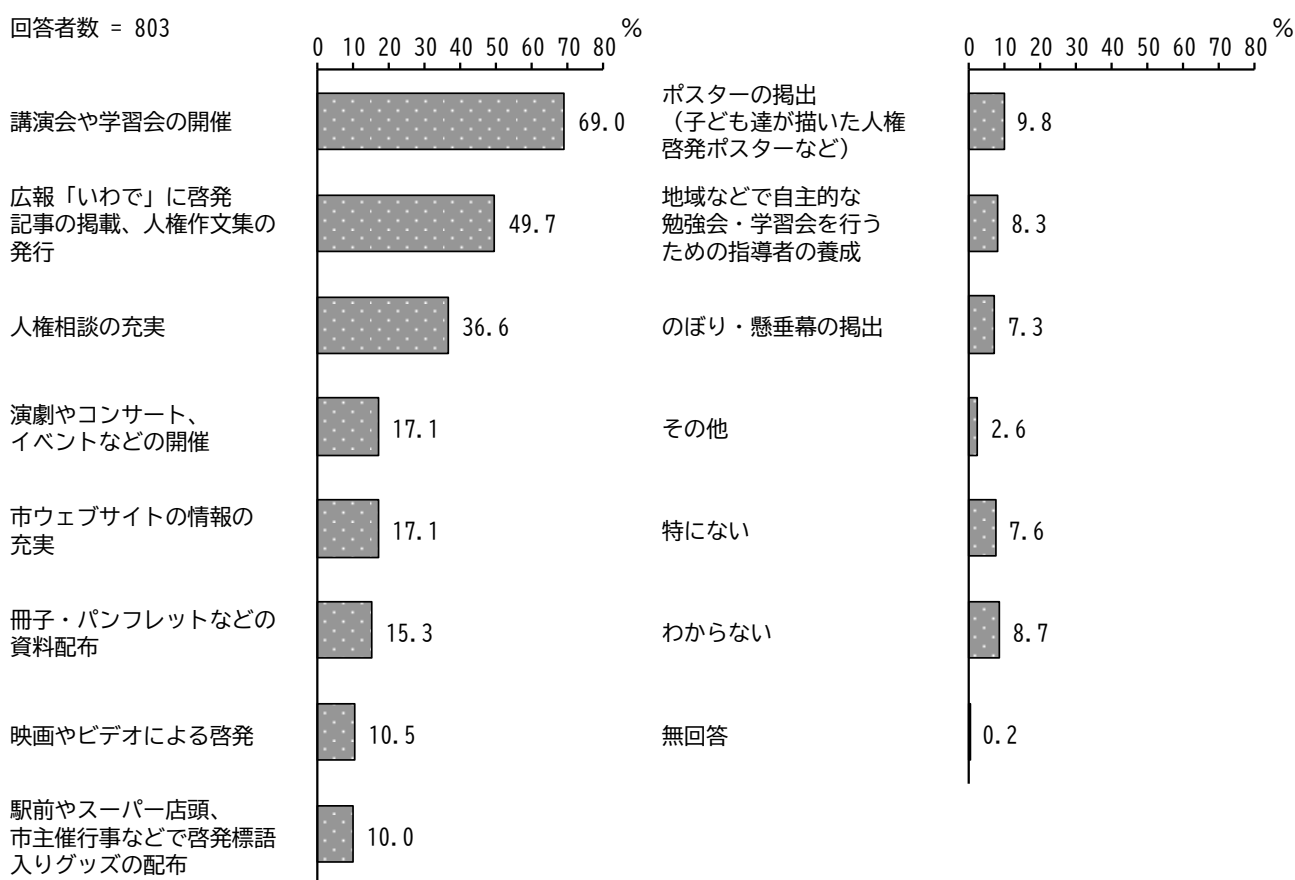


(2) 人権啓発の推進

すべての人の人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現に向け、市民一人ひとりが自らの課題として人権尊重の理念を理解することが大切です。そこで、あらゆる媒体を活用して啓発活動および相談・支援窓口の情報提供を推進しています。調査では、講演会や学習会、広報による記事掲載や人権作文集の発行が強く支持されており、これらの具体的取組の充実が急務とされました。

市民の正しい知識の定着と意識向上を目指し、各種活動を計画的に展開します。

人権についての理解を深めるために今後充実させていくべき取組



① 相談・支援窓口に関する情報提供

人権侵害があった場合に安心して利用できる相談・支援体制の充実とともに、広報紙やウェブサイト等を通じた窓口情報の普及を図ります。なお、関連法令の理解を深めるための情報提供も強化します。

② 人権に関するわかりやすい啓発の実施

基本的な人権知識の習得に加え、自他の生命の尊厳や多様性の認識の大切さを訴え、広報紙、映画上映会、各種イベント、作文やポスターの募集・展示、各種相談事業等を通して啓発活動を実施します。特に、調査で高い支持を得た講演会や学習会の開催を中心とした取組を展開します。

③ 企業における人権啓発活動の働きかけ

企業等に対して、採用時の差別防止やハラスメント対策、及び人権尊重の企業活動を促すための研修実施を働きかけ、適切な情報提供を通じた自主的な啓発活動を支援します。また、調査結果を踏まえ、内外への情報発信強化と法令理解の向上に努めます。

3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

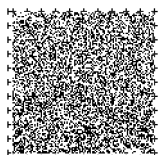
市職員、教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など、人権に深くかかわる職業に従事する者は、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「特定職業従事者（人権に深くかかわる特定の職業に従事する者）」と規定されています。

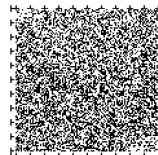
特定職業従事者に対しては、一人ひとりが人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくすための態度と実践力を養う人権教育・啓発を充実します。さらに、今後も引き続き、特定職業従事者に向けた研修や啓発活動を推進し、各自が職務において高い人権意識を保持し、人権尊重の視点から行動できる資質の向上を徹底することが必要です。

特に、市職員及び教職員等は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、人権に関する責任の重大性を認識し、人権課題の解決を自らの責務として、自覚と使命感をもって職務にあたるのが重要です。

医療関係者、福祉関係職員等についても、啓発等の機会を通じ、事業者の特性を踏まえた研修が実施されるよう助言を行います。

また、公共施設を管理する指定管理者等については、市職員と同様の研修が行われるよう助言・指導を行います。





4 相談・支援の推進

個別の人権侵害に適切に対応するため、各分野の相談・支援機能の充実を図り、国、県等の関係機関や人権擁護委員との連携を強化して、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。さらに、市民意識調査で相談しなかった市民が５割以上と回答されたことを受け、窓口情報の発信強化にも努めます。

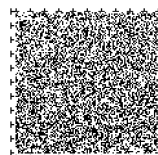
(1) 相談・支援体制の充実・強化

令和６年(2024年)10月に実施した「市民意識調査」では、人権が侵害されたと感じた市民は31.6%と、令和元年度調査からやや上昇している結果となりました。侵害内容は、「あらぬうわさや他人からの悪口による名誉・信用の侵害」(38.6%)、「職場におけるハラスメント・採用・昇格時の差別待遇」(35.8%)、「地域や職場、学校、施設などでの暴力、脅迫、無理強要、いじめなど」(30.1%)といった実態があり、さらに調査では、実際の人権侵害経験者が31.6%、「職場におけるハラスメント・差別待遇」が39.8%と高い割合を示し、相談先として「友だち、同僚、上司、学校の先生」が35.8%である一方、「黙って我慢した」等、誰にも相談していない割合が51.5%にのぼっています。

本市では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が岩出市総合保健福祉センターにおいて、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権、差別、暴行・虐待、いじめなどについて相談に応じています。また、市役所の人権啓発推進指導員や各担当課でも人権相談を実施しています。しかし、専門的な知識が必要なケースも存在するため、相談しやすい体制づくりや情報発信の強化が一層求められています。

引き続き、和歌山地方法務局や公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどの関係機関と連携し、支援体制のさらなる充実・強化を図ります。さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの個別課題の相談は、市関係各課（地域子育て支援センター、こども家庭センター、地域包括支援センター、消費生活センター等）をはじめ、障害者相談支援事業所、和歌山県中央児童相談所、和歌山県DV相談支援センター、和歌山県障害児者サポートセンター、各種支援団体の専門窓口等で対応し、周知啓発と相談窓口情報の積極的な提供を進めます。また、法務局や児童相談所が実施する「みんなの人権110番」「児童相談所虐待対応ダイヤル189」「子どもの人権110番」などの情報提供の充実に努めます。

特に、解決が困難な事例については、本市単独ではなく、和歌山地方法務局、県の関係機関、医師会、保健所などの専門機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。



(2) 救済体制の連携強化

本市では、人権侵害や差別事件が発生した際、「差別事件処理委員会」を開催し、事件処理および被害者救済を実施しています。今後も「和歌山県人権侵害事件対策委員会」や和歌山地方法務局と連携し、迅速かつ的確な対応を継続します。

また、DV・性暴力被害者や虐待等により緊急に保護を必要とする子ども、高齢者、障害のある人については、市関係各課（こども家庭センター、地域包括支援センター等）や、和歌山県DV相談支援センター、和歌山県中央児童相談所、和歌山県障害児者サポートセンター、和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”等と連携し、一時保護や自立支援などの取組を進めます。さらに、各分野の専門機関との連携を通じた相談支援や救済も推進します。

しかし、関係機関が連携する現行の救済体制だけでは、複雑化・多様化する人権問題に迅速・柔軟な対応が難しく、被害者を真に救済する体制とは言えません。そのため、実効性のある人権救済制度の確立を目指し、県との連携をさらに強化するとともに、国へ働きかける機会を増やすなど、一層の改善策を追求していきます。

